

平成30年度

財政援助団体等監査の結果に関する報告

(監査期間：平成30年8月1日から平成31年1月25日まで)

[ 郡山地区防犯協会連合会 ]

平成31年1月31日提出

郡山市監査委員

30郡監査第780号  
平成31年1月31日

郡山市議会議長  
郡山市長

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成30年度財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

# 平成30年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 目 次

第1 準 拠 基 準 .....	1
第2 監 査 の 概 要 .....	1
1 監 査 の 種 類 .....	1
2 監 査 の 対 象 .....	1
3 監 査 の 着 眼 点 .....	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容 .....	1
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程 .....	1
第3 監 査 の 結 果 .....	2
1 団 体 概 要 .....	3
2 改 善 を 要 す る 事 項 ( 指 摘 事 項 ) .....	9
3 検 討 を 要 す る 事 項 ( 意 見 ) .....	9
第4 監 査 の 結 果 に 関 す る 報 告 に 添 え て 提 出 す る 意 見 .....	10

# 平成 30 年度 財政援助団体等監査の結果に関する報告

## 第 1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

## 第 2 監 査 の 概 要

### 1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

### 2 監 査 の 対 象

#### (1) 対 象 範 囲

平成29年度における補助金等交付事務及び財政援助団体の出納その他の事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

#### (2) 対象団体及び所管部局

対 象 団 体 郡山地区防犯協会連合会

所 管 部 局 市民部セーフコミュニティ課

### 3 監 査 の 着 眼 点

補助金等の交付事務が適正に行われているか、補助金等に係る事業が、その目的に沿って適切に運営されているか、また、財政援助団体の出納その他の事務の執行が、適切に行われているかを主眼とした。

### 4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

(1) 帳簿、書類等の突合

(2) 関係職員等への質問

### 5 監査の実施場所及び日程

#### (1) 実施場所

監査委員室

#### (2) 監査の期間

平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 1 月 25 日まで

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成 31 年 1 月 25 日

### 第 3 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されていると認められたが、**改善を要する事項等があったので**、内容を十分把握して必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は検討すべき軽微な件については、口頭で措置を促した。

## 1 団体概要

### (1) 設立年月日

昭和 40 年 6 月 19 日

この日に、郡山地区防犯協会連合会の前身である郡山市防犯協会が設立（同日会則が施行）され、その後、平成 13 年 4 月 1 日の郡山北警察署開署に伴い、郡山警察署と郡山北警察署の管轄分として郡山地区防犯協会連合会と郡山北地区防犯協会連合会に分かれた。

### (2) 名称

郡山地区防犯協会連合会

### (3) 目的

関係機関・団体・事業所等の相互の連絡を図り、効果的な地域安全活動を推進するとともに、市民の地域安全意識を高め、もって犯罪や事故のない明るい社会の実現に寄与することを目的としている。

### (4) 事務局

郡山警察署生活安全課内に設置している。

事務局は、幹事 2 人（郡山警察署生活安全課長及び郡山市市民部市民安全課長）、事務担当者（郡山警察署生活安全係長と郡山市市民部市民安全課長補佐）、書記 1 人で構成されている。

なお、市民安全課とは平成 30 年 4 月 1 日付け郡山市行政組織改編によりセーフコミュニティ課へ改称する前の所属名である。

### (5) 組織

郡山警察署管内の地域、職域防犯団体及び本会の目的に賛同する団体、事務所、個人等で組織されている。

会員は、団体会員と賛助会員の 2 種であり、そのほか、役員、顧問及び参与が置かれている。

#### ア 団体会員

(ア) 地域防犯団体 24 団体

(イ) 職域防犯団体等 14 団体

イ 賛助会員 110 団体

ウ 役員 会長（郡山市長） 1 人 副会長 5 人 常任理事 48 人  
理事 88 人・13 団体 監事 2 人

エ 顧問及び参与 顧問 5 人 参与 5 人

## (6) 事業骨子

目的を達成するために実施する事業は、以下のとおりである。

- ア 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体・事業所等で行う地域安全活動に対する援助及び協力
- イ 地域安全思想の普及・高揚活動
- ウ 青少年の非行防止と健全育成活動
- エ 覚せい剤等薬物乱用防止に関する活動
- オ 暴力排除、風俗環境の浄化に関する活動
- カ 防犯施設の拡充、防犯機器の普及及びあっせん
- キ 犯罪の予防、検挙に対する協力援助
- ク 防犯功労団体、防犯功労者等の表彰
- ケ その他本会の目的達成に必要と認める事業

## (7) 平成 29 年度の事業内容について

実施事項	実施内容	実施時期
1 地域安全運動 推進事業	(1) 各季における運動の推進	
	ア 全国地域安全運動	10/11～10/20
	イ 年末年始の地域安全運動	12/10～1/7
	ウ 季節地域安全運動の推進	各季(年4回)
	(2) 毎月の活動日における地域安全活動の推進	地域安全の日(10日) 自転車盗被害ゼロの日(26日)等
2 犯罪抑止対策 推進事業	(1) 街頭犯罪抑止対策の推進	
	(2) 防犯環境設計による安全・安心まちづくりの推進	
	(3) 子ども・女性、高齢者を守る対策の推進	
	(4) なりすまし詐欺、悪質商法対策の推進	
3 地域安全ボランティア等活性化 支援事業	(1) 活動の支援	
	(2) 積極的な賞揚	
4 自転車防犯登録推進事業	(1) 自転車防犯登録事業の推進	
	(2) 自転車盗難防止活動の推進	毎月 26 日
5 少年非行防止・健全育成事業	(1) 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進	毎月 10 日と 25 日
	(2) 地域安全ポスター・標語と作文の募集	
	(3) 少年非行防止の推進	
6 薬物乱用防止対策および暴力追放事業	(1) 薬物乱用防止対策の推進	
	(2) 暴力追放事業の推進	11/13

実施事項	実施内容	実施時期
7 風俗環境浄化 対策の推進	活動用品や広報物品等の支援	
8 会議等の開 催・出席	(1) (公社) 福島県防犯協会連合会平成 29 年 度第 1 回理事会への出席	5/25
	(2) (公社) 福島県防犯協会連合会平成 29 年 度通常総会への出席	6/15
	(3) 平成 29 年度郡山地区防犯協会連合会常任 理事会・定期総会の開催	7/10
	(4) 全国地域安全運動	10/11～10/20
	(5) 第 38 回全国地域安全運動福島県民大会へ の出席	10/19
	(6) 年末年始における地域安全運動	12/10～1/7
	(7) (公社) 福島県防犯協会連合会理事会への 出席	3/7
9 優良防犯団者 等の表彰	防犯活動に功労があった団体・個人に対して の受賞	
	(1) 東北管区警察局長・東北防犯協会連絡協議 会長連名表彰 (受賞) 防犯功労者 1 名	
	(2) (公社) 福島県防犯協会連合会長・福島県 警察本部長連名表彰 (受賞) 優良防犯団体 2 団体 防犯功労者 4 名 優良防犯連絡責任者 5 名	
	(3) 福島県警察本部長表彰 (受賞) 永年少年補導功労者 1 名 少年補導功労者 4 名	

#### (8) 収支予算及び決算報告について

収支予算については、予定している事業内容により若干の違いはあるが、毎年度同規模の予算配分となっている。

また、平成 29 年度の決算額は、当初予算額 6,120,000 円に対し、収入が 6,368,968 円、支出が 5,598,197 円であった。

収入の内訳と構成率は、郡山市からの補助金 3,630,000 円(57.0%)、会費 2,020,000 円(31.7%)、繰越金 668,940 円(10.5%)、雑収入 50,028 円(0.8%)となっている。

支出の内訳と構成率は、防犯活動費や助成費等の事業費 3,856,582 円(68.9%)、給料手当、会費等の管理費 1,691,615 円(30.2%)、車両購入資金としての積立金 50,000 円(0.9%)となっている。



郡山地区防犯協会連合会が作成した収支決算書は次のとおりである。

## 平成29年度郡山地区防犯協会連合会収入支出決算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

収	入	額	6,368,968	円				
支	出	額	5,598,197	円				
収	入	支	出	差	引	額	770,771	円

収入内訳

(単位：円) △は減

項	目	当初予算額	決算額	比較増減(△)	摘要
繰越金		668,940	668,940	0	
	繰越金	668,940	668,940	0	前年からの繰越金
会費		1,815,000	2,020,000	205,000	
	会費	1,815,000	2,020,000	205,000	賛助会員会費 前年度(H28)分 365,000(28件)
補助金		3,630,000	3,630,000	0	
	補助金	3,630,000	3,630,000	0	郡山市からの補助金
雑収入		6,060	50,028	43,968	
	雑収入	6,060	50,028	43,968	銀行利子等
合計		6,120,000	6,368,968	248,968	

支出内訳

(単位：円) △は減

項	目	当初予算額	決算額	比較増減(△)	摘要
事業費		4,130,000	3,856,582	△ 273,418	
	広報活動費	700,000	533,256	△ 166,744	地域交通白書・防犯しゃくなげ・新聞広告等
	防犯活動費	1,250,000	1,308,986	58,986	地域安全活動・県民大会参加・指導隊育成等
	青少年育成対策費	300,000	302,022	2,022	環境浄化活動・街頭補導活動費等
	長寿社会対策費	100,000	75,600	△ 24,400	防犯講話・広報啓発等
	防犯連絡所費	200,000	207,686	7,686	防犯連絡所用カレンダー等
	暴力追放対策費	50,000	32,248	△ 17,752	大会広告掲載料等
	表彰費	30,000	0	△ 30,000	
	旅費交通費	10,000	0	△ 10,000	
	車両維持費	250,000	176,703	△ 73,297	車両保険含む維持管理
	通信運搬費	300,000	280,081	△ 19,919	切手・はがき・電話料等(iFAX含)
	助成費	940,000	940,000	0	各地域防犯団体への活動助成費
管理費		1,932,600	1,691,615	△ 240,985	
	給料手当	1,300,000	1,258,780	△ 41,220	団体書記の給料等(1名)
	会議費	300,000	65,822	△ 234,178	定期総会
	会費	162,600	161,200	△ 1,400	平成29年度県防連会費
	需用費	80,000	123,745	43,745	FAX機・プリンター・事務用品
	雑費	90,000	82,068	△ 7,932	光熱費・新聞代(2紙)等
積立金		50,000	50,000	0	
	車両購入資金積立金	50,000	50,000	0	
予備費		7,400	0	△ 7,400	
	予備費	7,400	0	△ 7,400	
合計		6,120,000	5,598,197	△ 521,803	

なお、車両購入資金積立金の平成30年3月19日現在の残高は、2,107,808円である。

(9) 補助金の交付

前身である郡山市防犯協会が昭和 40 年度より補助を受けており、平成 13 年度に警察署が 2 つに別れた際に郡山地区防犯協会連合会と郡山北地区防犯協会連合会に組織を改編し、引き続き補助を受けている。

平成 29 年度補助金の交付実績は次のとおりである。

項 目		内 容
補助金名		郡山地区防犯協会連合会運営事業補助金
補助対象事業		郡山地区防犯協会連合会運営事業
補助額		3,630,000 円以内
事業費	予算額	6,120,000 円
	決算額	5,598,197 円
補助金額		3,630,000 円
補助率 (補助金額/事業費予算額)		59.3%
交付日		平成 29 年 5 月 31 日 (概算払)

(10) 補助金交付額確定までの経緯について

月 日	内 容
H29. 4. 1	郡山市へ補助金等交付申請書提出 (交付申請額 3,630,000 円)
H29. 4. 1	郡山市より補助金の交付決定通知 (交付額 3,630,000 円)
H29. 4. 1	事業着手日
H29. 5. 31	郡山市より補助金の振込
H29. 7. 10	平成 29 年度常任理事会及び定期総会 (事業計画及び収支予算の承認日)
H30. 3. 31	事業完了日
	郡山市へ補助事業等実績報告書提出
H30. 3. 31	郡山市において補助金の額の確定 (確定額 3,630,000 円)
H30. 7. 6	平成 30 年度常任理事会及び定期総会 (事業報告及び収支決算の承認日)

## 2 改善を要する事項（指摘事項）

### 団体に対する指摘事項

#### (1) 給与支払いについて

ア 書記の給与に支給誤りがあった。

イ 書記の給与支払いが当該月に行われていない月があった。

給与については、毎月1回、雇用通知書に定められている日に支払わなければならないが、支払われていない月があった。

ウ 書記の給与支払いが遅延していた。

給与については、雇用通知書に定められている日に支払わなければならないが、期日を過ぎて支払われていた。

### 所管部局に対する指摘事項

#### (1) 補助金等交付事務について

ア 団体の収支予算及び事業実施計画について、団体の承認前に補助金を交付していた。

イ 実績報告に係る審査が適切に行われていなかった。

## 3 検討を要する事項（意見）

### 所管部局に対する意見

#### (1) 団体への指導監督等について

セーフコミュニティ課については、郡山地区防犯協会連合会の団体構成員として事務局の事務執行に関わるとともに、事業の進捗状況や予算執行状況等の指導監督について検討されたい。

## 第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

### 1 補助事業における経理事務と指導及び監督について

市補助金や負担金などの財政援助を受けて実施する補助事業については、所管部局と補助事業者等の関係者は、郡山市補助金等の交付に関する規則第3条第1項及び第2項の規定に基づき、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が適正かつ効率的に使用されるよう補助事業の執行に努めなければならないが、今回の監査対象補助事業で、一部改善を要する点が見受けられた。

については、補助事業者等は、補助事業の重要性を認識し、適切な経理事務に努めるとともに、所管部局においては、補助事業の目的が確実に達成されるよう、事業状況等を十分に把握し、的確な指導及び監督に努められたい。